

■弊所の平時運営について

今般、新型コロナウイルス感染症対策に関して、日本政府の緊急事態宣言が解除され、弊所は平時運営に復帰しております。宣言期間中を含め3~5月期には所員の休業等もあり速やかなご返答が行き届かずご不便ご心配をおかけ致しました。今後も万が一にも第2波、第3波の感染拡大が生じた場合には、更に対策に改善を加えながら対応をまいります。お取引をいただいております各位には今後とも宜しくお願い致します。

特許業務法人有古特許事務所
所長（代表社員） 中尾優